

いなべ市下水道排水設備指定工事店 チェックシート①

◎新規で指定を受けるとき

下水道排水設備指定工事店の指定を受けたい場合は、下記の必要書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人
様式第1号	下水道排水設備指定工事店申請書(新規・継続)	○	○
参考様式	機械器具調書 ※写真は不要	○	○
参考様式	誓約書	○	○
様式第2号	事業所又は店舗の平面図、付近見取図	○	○
様式第3号	専属する責任技術者届(新規、継続、解除)	○	○
添付書類	定款の写し ※文末に原本証明、作成日、代表者◎	○	
	履歴事項全部証明書(法務局発行/発行から3か月以内のもの)	○	
	住民票の写し(市町発行/個人番号のないもの、発行から3か月以内のもの) ※事務所又は店舗の所在地が住民票の住所と違う場合は、更にその所在地が確認できるもの(例)登記事項証明書や賃借契約書の写しなど		○
	事務所又は店舗の室内と外観が分かる写真	○	○
	「責任技術者証」の両面写し ※「責任技術者証」がない場合は、下水道排水設備工事責任技術者講習の終了証と(代表者以外は)責任技術者の専属が確認できるもの(例)健康保険証の写し(番号は塗りつぶしてください)や源泉徴収票の写しなど	○	○

◎指定の更新をするとき

下水道排水設備指定工事店の指定の更新をする場合は、下記の必要書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人
様式第1号	下水道排水設備指定工事店申請書(新規・継続)	○	○
様式第3号	専属する責任技術者届(新規、継続、解除)	○	○
添付書類	「責任技術者証」の両面写し ※「責任技術者証」がない場合は、下水道排水設備工事責任技術者講習の終了証と(代表者以外は)責任技術者の専属が確認できるもの(例)健康保険証の写し(番号は塗りつぶしてください)や源泉徴収票の写しなど	○	○

いなべ市下水道排水設備指定工事店 チェックシート②

◎指定事項に変更があったとき

指定事項に変更があった場合は、下記の必要書類を提出してください。

届出の種類		指定工事店 異動届 (様式第7号)	定款の写し (※1)	履歴事項 全部証明書 (※2)	住民票の写し (※3、4)	誓約書	事務所又は 店舗の平面図 付近見取図と 内外部の写真	指定工事店証
組織の変更(※5)	法人	○	○	○				○
	個人→法人	廃止して新規指定を受けてください。						
事業所名称の変更	法人	○	○	○				○
	個人	○			○			○
事業所所在地の変更	法人	○	○	○		○	○	○
	個人	○			○	○	○	○
代表者の変更	法人	○	○	○		○		○
	個人	廃止して新規指定を受けてください。						
役員の変更	選任	○		○		○		
	解任	○						

※1 文末に原本証明、作成日、代表者印

※2 法務局発行／発行から3か月以内のもの

※3 市町村発行／個人番号のないもの、発行から3か月以内のもの

※4 事務所又は店舗の所在地が住民票の住所と違う場合は、住民票の代わりにその所在地が確認できるもの

※5 詳細は下記の「組織変更又は合併のときの届出等」を参照

◎専属する責任技術者を選任又は解任したとき

「専属する責任技術者届(新規、継続、解除)(様式第3号)」を速やかに提出してください。

選任したときは、更に「下水道排水設備工事責任技術者証」の両面写しを添付してください。

※「責任技術者証」が無い場合は、下水道排水設備工事責任技術者講習の終了証と

(代表者以外は)責任技術者の専属が確認できるもの(例)健康保険証の写し(番号は塗りつぶしてください)や源泉徴収票など

◎指定工事店を廃止・休止したとき

「下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届(様式第6号)」を提出し、「指定工事店証」を返却してください。

◎指定工事店を再開するとき

「下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届(様式第6号)」と下記の添付書類を提出してください。

添付書類	法人	個人
専属する責任技術者届(新規、継続、解除)(様式第3号)	○	○
「責任技術者証」の両面写し	○	○

◎指定工事店証を再発行するとき

「指定工事店再交付申請書(様式第5号)」を提出し、本人確認書類を提示してください。

◎組織変更又は合併のときの届出等

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人 ⇒ 法人 (法人 ⇒ 個人も同様の扱いです)	廃止・新規指定申請	
	相続 (代表者変更)	相続人が事業を継続したいとき	廃止・新規指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 ⇒ 株式会社 合資会社	廃止・新規指定申請	
		有限会社 ⇒ 株式会社	指定工事店異動届	
		合同会社・合名会社・合資会社間での変更	指定工事店異動届	
	合併	指定工事店Aと指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定工事店異動届 Bは廃止届
			新会社Cを設立(新設合併)	Cが新規指定申請 A、Bともに廃止届
合併	会社Aと指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aが新規指定申請 Bは廃止届	
		新会社Cを設立(新設合併)	Cが新規指定申請 Bは廃止届	

※ 合併による新会社設立は、新規指定申請とします。

※ この表は一例を示したものです。